TIPLO Attorneys-at-Law Since 1965 台灣國際專利法律事務所

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際専利法律事務所
© 2019 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2019 年 12 月号(J244)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

01 台湾における特許出願は半導体関連が最多
02 「臺安」商標権争いで超高級健診センターが敗訴
03 フェラーリ社が海外から提訴し、自転車メーカーに賠償命令判決

台湾知的財産権関連判決例

01 商標権関連
制服も複製品が出現！競合業者が粗悪な中国製の制服を市場に紛れ込ませて拘留刑に
02 営業秘密関連
秘密保持契約を結んだ被告人が許諾を得ずに、知得した営業秘密について事情を知らない第三者である事務所に実用新案登録出願を委託して取得したため、営業秘密法に違反

今月のトピックス

J191106Y1
J191105Y1
01　台湾における特許出願は半導体関連が最多

経済部統計処は 2019 年 11 月 5 日にニュースリリースを発表し、台湾における特許出願件数は 3 年連続して成長し、そのうち外国出願人が全体の 60%余りを占め、内国出願人は 40%近くを占めたと述べた。また 2019 年 1～9 月における外国出願人を国籍別にみると、日本（全体の約 28%）が最も多く、2 位の米国（約 13%）は全体に占める割合が下降傾向にあり、3 位の中国は年々上昇している。

台湾が受理した特許出願件数を分野別にみると、「半導体」と「コンピュータ技術」が最も多く、2018 年の出願件数はいずれも 4000 件を上回り、それぞれ全体の 11.1%と 9.8%を占め、3 位の「電気機械、電気装置、電気エネルギー」は 6.5%を占めており、これらはいずれも台湾製造業における強い分野である。さらに出願人の国籍別にみると、内国人による出願については多い順に「コンピュータ技術」、「半導体」、「電気機械、電気装置、電気エネルギー」であり、外国人による出願で最も多かった分野は日本と韓国がいずれも「半導体」、米国は「デジタル通信」、「半導体」、中国は「コンピュータ技術」であった。

さらに、世界知的所有権機関（WIPO）が受理した特許出願の状況からは、各国が特許戦略に力を入れている分野と研究開発の方向性をうかがい知ることができる。2018 年 WIPO に対する特許出願件数を分野別にみると、件数が多い順に「デジタル通信」、「コンピュータ技術」、「電気機械、電気装置、電気エネルギー」であった。台湾において出願が最も多い「半導体」は WIPO では 10 位で、台湾と WIPO では出願人の特許戦略分野が異なることがわかる。2018 年の出願人を国籍別にみると、多い順に米国（全体の 22.2%）、中国（21.1%）、日本（19.6%）となっており、その中で米国は主に「コンピュータ技術」、「医療技術」、「デジタル通信」に力を入れ、中国は多い順に「デジタル通信」、「コンピュータ技術」、「電気機械、電気装置、電気エネルギー」、日本は「電気機械、電気装置、電気エネルギー」、「運輸」、「コンピュータ技術」であり、米中日ともに「コンピュータ技術」の特許に力を入れている。また「デジタル通信」に積極的に力を入れているのは中国と韓国であった。（2019 年 11 月）

J191128Y2
02　「臺安」商標権争いで超高級健診センターが敗訴

六つ星クラスの超高級健診設備を標榜する「信義 101 健康管理診所（改名前は「臺安 101 診所」、以下「被告」）」は基督復臨安息日会医療財団法人（即ち「臺安醫院」、以下「原告」）※と商標権侵害訴訟で争っていたが、知的財産裁判所は消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあると認定し、被告に対して敗訴の判決を下した。本件はなお上訴できる。

（訳註※：臺安醫院は、基督復臨安息日会（セブンスデー・アドベンチスト教会）が台湾に設立した総合病院）

原告は次のように主張していた。「基督復臨安息日會臺灣療養院」は 1954 年に創立された後、1986 年に「臺安醫院」と改名されて以来 33 年余りにわたり「臺安」商標を使用しており、2003 年には登録も完了している。「臺安 101 診所」は名称とサイトにおいていずれも「臺安」の文字を使用しており、名刺に使われているロゴも「臺安醫院」のロゴと同じものが使われ、しかも顧客に対して原告の関連機関であると偽り、見積書には「基督復臨安息日會醫療財團法人臺安 101 診所」という文字が明記されており、その行為は明らかに一般消費者の権益と原告の取引上の信用を損なうものである。

一方、被告は権利侵害を否認して次のように主張していた。「臺安 101 診所」の「臺安」商標は臺安醫院の院長がその使用に同意したもので、提携の機会を通じて商標に係るロイヤルティを支払っており、また「臺安 101 診所」が開業したときには、院長が副院長、各部門の責任者を伴い祝いに来てくれており、少なくとも暗黙の了解があったことがわかる。

知的財産裁判所は判決において次のような見解を示した。被告は、臺安醫院院長の同意を経て「臺安 101 診所」の「臺安」商標を使用したと主張しているが、院長はこれを否認し、院長は病院の董事（訳注：理事に相当）にすぎず、病院を代表して商標の使用に同意する又は許

諾する権利はないと述べている。さらに原告は 2019 年 3 月には書簡にて被告に対して権益を主張しており、被告は善意の使用を主張することはできず、すでに改名しているものの、今後名称を戻す可能性もあるため、権利侵害の再発を防止するため、被告に対して「臺安」と同じ又は類似する文字及び商標の使用を禁じる判決を下した。（2019 年 11 月）

J191105Y2

03　フェラーリ社が海外から提訴し、自転車メーカーに賠償命令判決

亞仕大科技股份有限公司（ASTER BIKES、以下「亞仕大公司」）は 2016 年にイタリアの有名ブランドであるフェラーリ（FERRARI）と提携し、コラボモデルの自転車を 28.8 万新台湾ドルで発売すると発表したが、双方の間で提携関係がないことが発覚した。フェラーリの本社である FERRARI S.P.A.社（以下「フェラーリ社」）が海外から提訴し、知的財産裁判所が審理した結果、亞仕大公司に対してフェラーリ社の商標を商品の製造、販売又は販促のために使用することを禁じるとともに、亞仕大公司と代表者に対してフェラーリ社に 100 万新台湾ドルの損害賠償金を支払うよう命じた。本件はさらに上訴できる。

亞仕大公司は公式サイトにて自社のロードバイクの品質と専門性が国際的な有名ブランドであるランボルギーニやフェラーリに認められ、認証を得て、これら二大ブランドのライセンシーとなり、さらにはコラボモデルである AF7 ロードバイクの開発に成功したと発表した。しかしながらフェラーリ社は亞仕大公司との提携関係を否認した。

フェラーリ社は訴状において、亞仕大公司はかつて香港の提携企業の紹介を受けたことがあるが、フェラーリ社は香港企業に第三者を商標ライセンスに係る提携プロジェクトに加えてはならないと伝えており、亞仕大公司に対する商標許諾に同意しておらず、双方の間にいかなる法律上の提携関係もないが、亞仕大公司はなおフェラーリ社の商標と図案を使用してバイクを生産し、対外的にライセンスを得たと発表しており、その行為は明らかに権利侵害を構成している。

亞仕大公司は販売するバイクのモデルにはいずれもフェラーリ社の偽造防止ラベルを貼っており、このラベルは合法的にロイヤルティを支払って取得したものだと主張し、権利侵害を否認した。

しかしながら偽造防止ラベルを販売した業者と、フェラーリ社が許諾している香港企業はいずれも、亞仕大公司に対する許諾範囲は部品のみであると述べている。つまり、亞仕大公司が商品を販売するときは、部品の状態でなければならず、その部品を組み立てた状態であってはならない。

知的財産裁判所は次のように認定した。亞仕大公司がフェラーリ社の偽造防止ラベルを合法的に取得しているものの、そのラベルの使用範囲は「フレーム」に限られており、組み立てられた「自転車」の範囲は明らかに排除されている。さらに亞仕大公司がフェラーリ社からライセンスを取得したコラボモデルを販売すると発表した際に、フレーム部分のみがフェラーリ社と関連していると明示しなかったため、消費者に混同を生じさせる状況は明らかにあり、確かに権利侵害を侵害している。よって知的財産裁判所は亞仕大公司に敗訴の判決を言い渡した。（2019 年 11 月）

台湾知的財産権関連判決例

01　<u>商標権関連</u>

■　判決分類：商標権

I　制服も複製品が出現！競合業者が粗悪な中国製の制服を市場に紛れ込ませて拘留刑に

■　ハイライト

衣料品業者の童〇〇は台中市立崇倫中学の制服であるジャケットの製造に係る競争において、指定の色と大きく異なったため、合格メーカーの指定を受けることができなかった。しか

しながら童〇〇は競合相手のジャケットをサンプルとして、中国メーカーに製造を委託し、洗濯表示ラベルにも競合相手の会社名を表示して、台湾に輸入し販売した。競合相手は粗悪なジャケットが市場で販売されているのを発見し、自ら証拠を集めた結果、事情が明らかとなった。知的財産裁判所は審理した結果、刑法の「虚偽表示商品を販売した罪」を犯したとして、童〇〇に対して 50 日の拘留刑判決を下し、確定した。

II　判決内容の要約

知的財産裁判所刑事判決
【裁判番号】108 年刑智上易字第 19 号
【裁判期日】2019 年 4 月 25 日
【裁判事由】商標法違反

上訴人　童〇〇

上記上訴人は商標法違反事件において、台湾台中地方裁判所 107 年度智易字第 86 号の 2018 年 8 月 27 日第一審判決（起訴案件番号：台湾台中地方検察署 107 年度偵字第 9094 号）を不服として、上訴を提起していた。当裁判所は次のとおり判決する。

主文
原判決を取り消す。
童〇〇は虚偽表示商品を販売した罪を犯したため、50 日の拘留に科し、罰金へ転換するときは、1 日あたり 1000 新台湾ドルで換算する。
差し押さえられていない犯罪による利得 1700 新台湾ドルを没収し、全て又は一部が没収できない又は没収を執行するのが好ましくないときは、その価額を追徴する。

一　事実の概要
童〇〇は台中市に所在する「春安被服加工廠有限公司」の代表者であり、詠信服装有限公司（以下「詠信公司」）とともに台中市立崇倫国民中学（以下「崇倫国中」）の制服であるジャケットを巡り競争する衣料品メーカーであるが、崇倫国中からジャケットの合格メーカーの指定を受けることができなったため、他人を欺くことを意図して、虚偽表示商品を販売する犯意に基づき、2016 年 10 月末に詠信公司が製造し、崇倫国中の審査に合格しているジャケットをサンプルとして、事情を知らない涂〇〇を通じて中国大陸にある不詳の衣料品メーカーに（サンプルと）同じ崇倫国中のジャケット 200 着を製造するように発注し、ジャケットの内側にある洗濯表示ラベルには「詠信服装有限公司，統一編號：00000000，地址：臺中市〇區〇〇街 000 號，電話：（04）00000000」という虚偽の表示をして、中国大陸から台湾に輸入して販売した。その後、詠信公司の代表者である丁〇〇が粗悪な崇倫国中のジャケットが市場で販売されているのを発見して、上記事情をはじめて知った。

二　判決理由
（一）被告人童〇〇は詠信公司が製造した崇倫国中のジャケットをサンプルとして他人を通じて製造を委託したことは否認していないが、犯行については強く否認し、自分は 2016 年 10 月末に涂〇〇を通じて中国大陸の衣料品メーカーにジャケットの製造を発注し、完成品を 2017 年 1～2 月に受け取ったが、衣料品メーカーに洗濯表示ラベルを変更するよう指示することを忘れたため、誤って詠信公司の文字を洗濯表示ラベルに使用してしまった云々と供述していた。調べたところ、次のとおりである。
(1)被告人は詠信公司が製造したジャケットをサンプルとして、涂〇〇を通じて中国大陸にある不詳の衣料品メーカーに（サンプルと）同じジャケットを 200 着製造するよう発注し、ジャケット内の洗濯表示ラベル上に「詠信服装有限公司，統一編號：00000000，地址：臺中市〇區〇〇街 000 號，電話：（04）00000000」という虚偽の表示を行った。中国大陸から輸入した後、そのうち 60 着は代理購入を委託されていた美麗登手藝百貨行の代表者である孫〇〇に渡し、そのうち 2 着は 1 着あたり 850 新台湾ドルで友人に販売し、洗濯表示ラベルを切り取ったジャケットを事情を知らない天威文具行の代表者である陳〇〇に渡して販売を委託しており、この部分は事実であり、先ずは認定することができる。

(2)被告人は、中国大陸の衣料品メーカーに洗濯表示ラベルを変更するよう指示することを忘れたため、誤って詠信公司等の文字が洗濯表示ラベルに使用されてしまった云々と供述しているが、2014 年 3 月 20 日付けで経済部から経商字第 10302401700 号公告で改正された「衣料品表示基準（原文：服飾標示基準）」第 3 点第 1 号に規定されている「衣料品に表示すべき事項：国産品の場合は、製造者の名称、電話番号及び所在地、輸入品の場合は、輸入者の名称、電話番号及び所在地」により、さらには被告人が取調べにおいて制服製造の経歴が約 30 年に及ぶと自ら述べていたこと（取調べファイル第 77 頁裏面を参照）により、被告人は経済部の上記衣料品表示基準の関連規定を詳細に知っていたはずであり、事情を考慮すると、被告人が中国大陸の衣料品メーカーに制服の製造を委託するときに、上記規定により正確な情報を表示するように一緒に指示すべきであったが、それを行わず、詠信公司の名称、所在地及び電話番号を表示し、人に該ジャケットが国内の詠信公司によって製造されたものだと誤認させたため、主観的にみて被告人には主観的犯意が明らかにあり、被告人による前述の抗弁は責任逃れの弁であり、採用するに足らない。本件の事実証拠は明確であり、被告人の前述犯行を認定でき、法に基づいて処罰を論じるべきである。

（二）被告人の行為は刑法第 255 条第 2 項の虚偽表示商品を販売した罪を犯している。被告人が他人を欺くことを意図して、商品に虚偽の表示を行った後に所持して販売したことについて、虚偽表示という軽い罪は販売という重い罪に吸収されるため、さらに論罪しない。

起訴状では被告人の行為が商標法第 95 条第 3 号の罪を犯していると認定されているが、商標法でいうところの「商標の使用」は販売を目的とし、さらには関連する消費者にそれが商標であると認識させる必要がある。前述の洗濯表示ラベルには係争商標（告訴人が登録している第 1518165 号「詠信及び図」商標）の図が使用されておらず、字のサイズがすべて同じである「詠信服飾有限公司」が表示されており、「詠信」の 2 文字が特に拡大されているものではなく、関連する消費者がこの洗濯表示ラベルの記載をみて、それを商標だとは認識せず、会社名の表示であると認知するため、被告人の行為は商標の使用ではない。したがって公訴の趣旨において被告の行為は商標法第 95 条第 3 号の罪を構成していると認定していたが、当裁判所は起訴の罰条を変更して審理を行うべきである。

（三）被告人が他人を欺くことを意図して、商品に虚偽の表示を行い、消費者にその産地と品質を誤信させて購入させたことにより、消費者の権益を損なっただけではなく、取引の秩序に影響を与えるとともに、告訴人に損失をもたらしたこと、ただしそれが販売したのは 2 着だけで、被告人が所持していた偽造表示の商品は損害が拡大しないようにラベルが切り取られていたが、孫〇〇にラベルを切り取ることを通知しておらず、美麗登手工藝行のジャケットにはなお虚偽の洗濯表示ラベルが残っていたこと、並びにその素行、犯行の動機、目的、手段、知識の程度、生活状況、今までに被害者からの理解と赦しを得ていないこと等の一切の情状を考慮して、主文第 2 項に示す刑のとおり量刑するとともに、罰金への転換の換算基準を告知した。

以上の次第で、智慧財産案件審理法（知的財産案件審理法）第 1 条、刑事訴訟法第 369 条第 1 項前段、第 299 条第 1 項前段、第 300 条，刑法第 38 条第 2 項前段、第 38 条の 1 第 1 項前段、第 3 項、第 41 条第 1 項、第 255 条第 2 項により、主文のとおり判決する。

知的財産裁判所第一法廷
裁判長　李維心
裁判官　陳忠行
裁判官　蔡如琪

02　営業秘密関連

■　判決分類：営業秘密法

I　秘密保持契約を結んだ被告人が許諾を得ずに、知得した営業秘密について事情を知らない第三者である事務所に実用新案登録出願を委託して取得したため、営業秘密法に違反

■　ハイライト

日月光半導体製造股份有限公司（Advanced Semiconductor Engineering, Inc.、以下「日月光公司」）は製品の歩留まり率と製造工程の水準を高めて、顧客からの受注を増やすため、新型無塵衣（シューズ）の静電気放電（Electrostatic Discharge、略称 ESD）防護技術を開発した。被告人陳〇〇は 2013 年 8 月 7 日に宏久科技有限公司（Hugeteck Co.,Ltd.、以下「宏久公司」）を代表して日月光公司と「新型無塵衣（シューズ）」の調達に関する秘密保持契約を結んだ。日月光公司は 2014 年 4 月 8 日に「新型無塵衣（シューズ）」等の営業秘密を含む関連資料を電子メールで宏久公司に送り、宏久公司はそれらの情報を受け取った後、陳〇〇に渡した。陳〇〇と「宏久公司」はそれが製作した「新型無塵衣（シューズ）」のサンプルを日月光公司の従業員に渡してテストしたが、何度もテストで不合格となった後、宏久公司は日月光公司に対して「新型無塵衣（シューズ）」の調達業務から撤退することを申し出た。同年、陳〇〇は取得した「新型無塵衣（シューズ）」の営業秘密を以て三立事務所を通じ経済部の知的財産局に対して実用新案登録の出願を行い、2015 年 1 月 11 日に実用新案第 M2493272 号「導電ウェビングが接続された全身スーツ型無塵衣（原文：導電織帯連接全身式無塵衣）」、及び実用新案第 M4932813 号「導電ウェビングが接続された無塵シューズ（原文：導電織帯連接無塵鞋）」等の実用新案を取得した。その後日月光公司は陳〇〇が知得した「新式無塵衣（シューズ）」に関する営業秘密を違法に使用したことを確認し、法務部調査局の航業調査処高雄調査站（Kaohsiung Station, Marine Affairs Field Office）に告訴した。

一審裁判所（台湾橋頭地方裁判所 104 年智訴字第 13 号刑事判決）は被告人陳〇〇の行為が営業秘密法第 13 条の 1 第 1 項第 2 号にある他人の営業秘密を所持し、許諾を得ずに当該営業秘密を複製、使用する罪を犯しているとして、（被告人陳〇〇に対して）1 年 6 ヵ月の懲役に処した。被告人「宏久公司」に対してはその代表者である被告人陳〇〇が業務執行につき営業秘密法第 13 条の 1 第 1 項第 2 号にある他人の営業秘密を所持し、許諾を得ずに当該営業秘密を複製、使用する罪を犯しているため、営業秘密法第 13 条の 4 により、営業秘密法第 13 条の 1 第 1 項に定める罰金 200 万新台湾ドルを科した。

二審裁判所（知的財産裁判所 107 年度刑智上訴字第 13 号刑事判決）は同じく被告人陳〇〇の行為が営業秘密法第 13 条の 1 第 1 項第 2 号にある他人の営業秘密を所持する罪を犯していると認定したが、被告人陳〇〇は営業秘密を「複製」せずに、営業秘密を使用、漏洩したほか、犯行を認めており、日月光公司と和解が成立していることから、（原判決を）取り消して被告人陳〇〇、宏久公司に対して執行猶予の判決を下した。

II　判決内容の要約

知的財産裁判所刑事判決
【裁判番号】107 年度刑智上訴字第 13 号
【裁判期日】2019 年 2 月 27 日
【裁判事由】営業秘密法違反

上　訴　人　宏久科技有限公司
即ち被告人
代　表　者　陳〇〇
選任弁護人　余德正弁護士
　　劉昱玟弁護士
上　訴　人　陳〇〇
即ち被告人
選任弁護人　余德正弁護士

劉昱玟弁護士
林堯順弁護士

判決主文：
1.原判決を取り消す。
2.陳〇〇は営業秘密法第 13 条の 1 第 1 項第 2 号の罪を犯したため、懲役 1 年 2 ヵ月に処す。（この裁判確定の日から）3 年間その刑の執行を猶予する。並びにこの判決確定後 6 ヵ月以内に公庫に 20 万新台湾ドルを納付せよ。また猶予期間内に保護観察に付す。並びに猶予期間内に指定の政府機関、政府機構、行政法人、コミュニティ又はその他の公益を目的とする組織又は団体において 40 時間の社会奉仕をしなければならない。
3.宏久科技有限公司はその代表者が業務執行につき営業秘密法第 13 条の 1 第 1 項第 2 号の罪を犯したため、180 万新台湾ドルの罰金を科す。（この裁判確定の日から）2 年間その刑の執行を猶予する。

一　事実の要約

被告人陳〇〇は宏久科技有限公司（「宏久公司」）の代表者であり、陳〇〇は自己の不法な利益を意図して、被告人宏久公司を代表して日月光公司の調達業務に参与した過程において日月光公司の「新型無塵衣（シューズ）」に関する営業秘密を知得して所持し、日月光公司の許諾を得ずに知的財産局に実用新案権登録を出願したことにより、営業秘密法第 13 条の 1 第 1 項第 2 号の罪を犯した。

二　本件の争点

（一）係争「新型無塵衣（シューズ）」は日月光公司の営業秘密に該当するのか。
（二）そうならば、被告人陳〇〇は営業秘密法第 13 条の 1 第 1 項第 2 号の罪を犯しているのか。

三　判決理由の要約

（一）営業秘密の判断に係る要件は、「経済性」（有用性）、「秘密性」（非公知性）、所有者が「合理的な秘密保持措置」（秘密管理性）を採っていること等であり、それらを満たして始めて該当する。いわゆる「経済性」とは、生産、製造、経営、販売に用いる情報を指し、また経済的利益や商業的価値を生み出す情報でもある。「秘密性」については、企業内部の営業秘密は概ね「商業上の営業秘密」と「技術上の営業秘密」の 2 タイプに分類でき、前者は主に企業の顧客リスト、販売拠点、商品価格、仕入れコスト、取引最低価格、人事管理、コスト分析等の経営に係る情報を含み、後者は主に方法、技術、製造工程及び配合等のような特定な産業の研究開発又は革新技術に関する機密を含み、所有者が整理、分析して、市場において又は専門分野において通常の方法により取得できない情報をいう。いわゆる「秘密保持措置」とは、営業秘密の所有者が主観的に保護の意向を持ち、かつ他人に当該情報が秘密であり守る意思があることを理解させるよう客観的に秘密保持の積極的作為を行うことをいう。例えば、当該営業秘密と接触できる従業員と秘密保持契約を結んだり、当該営業秘密と接触できる者を管制したり、文書上に「機密」又は「閲覧制限」等の注記を記したり、営業秘密の資料を施錠できる場所に保管したり、パスワードを設定したり、保全措置（例えば、訪問客が機密保管場所に近づくことを制限）を採ること等が挙げられる。営業秘密の所有者が客観的に一定の行為を行い、他人に当該情報を営業秘密として保護する意向があることを理解させ、当該情報が随意的にアクセスできない方法で管制されていたならば、それに該当する。

1.証人の供述及び（日月光公司の）「新型無塵衣（シューズ）」特許出願の明細書公開資料から、日月光公司の新型無塵衣（シューズ）は作業対象物が人体から発生される静電気によって破壊されないようにしながら、作業員の操作にも影響がなく、製品の歩留まり率と製造工程の効率を高め、生産に使用できる技術、製造工程に関連する情報で、経済的な価値を有することが分かる。
2.証人の供述から、被告人陳〇〇が代表する宏久公司は日月光公司と秘密保持契約を結んでおり、証人が「新型無塵衣（シューズ）」備考説明資料を被告人に提供した時に、当該資料にはすでに特許を出願していること、試作に参加するメーカーは秘密保持契約を締結しなければならないこと等が明記されていたことが分かり、これ

らの関連資料は通常このような情報にアクセスする者が知得できるものではなく、秘密性を有することが分かる。

3.日月光公司はすでに宏久公司と秘密保持契約を結んでおり、日月光公司の従業員は被告人陳〇〇から「新型無塵衣（シューズ）」業務について問合せを受ける過程においても再三被告人宏久公司がすでに秘密保持契約を結んでいることを確認していることから、日月光公司が主観的にそれらの情報を保護しようとする意向があることは明らかであり、客観的にも秘密保持契約と従業員による確認という積極的作為があり、日月光公司が「新型無塵衣（シューズ）」に関連する情報について必要な保護措置を採っていたと認めることができる。

4.被告人陳〇〇は日月光公司の従業員から口頭で説明され、提示された無塵衣、鞋のサンプル及び送られてきた「新型無塵衣・シューズの規格の備考説明資料」等の電子メールから得られた「新型無塵衣（シューズ）」の情報については、経済的価値と秘密性があり、日月光公司は必要な秘密保持措置を採っていたため、日月光公司の営業秘密であると認めることができる。

（二）被告人陳〇〇が代表する被告人宏久公司は日月光公司とすでに秘密保持契約を結んでおり、即ち前出の日月光公司から取得した「新型無塵衣（シューズ）」に関する資料は日月光公司の営業秘密であることを知っており、なお自分の不法利益を意図しており、それらの知得して所持した営業秘密を三立事務所及び担当者に知らせて係争実用新案の登録出願したことは、営業秘密法第 13 条の 1 第 1 項第 2 号に定められる他人の営業秘密を知得、所持して、許諾を得ずに当該営業秘密を使用、漏洩する罪を犯しており、その漏洩という低度の行為は使用という高度の行為によって吸収され、別途論罪しない。被告人が懲役以上の刑を宣告されたことはなく、しかも事後に犯行を認めていることから、執行を猶予することが妥当である。被告人宏久公司はその代表者である被告人陳〇〇が業務執行につき営業秘密法第 13 条の 1 第 1 項第 2 号の罪を犯しているため、同法第 13 条の 4 の規定により、被告人宏久公司に当該条の罰金を科すものであるが、宏久公司がすでに日月光公司と和解していることから、2 年の執行猶予を宣告した。

2019 年 2 月 27 日
知的財産裁判所第三法廷
裁判長　蔡惠如
裁判官　蕭文學
裁判官　杜惠錦

Attorneys-at-Law

TIPLO Attorneys-at-Law Since 1965
台灣國際專利法律事務所

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website:www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際専利法律事務所
© 2019 TIPLO, All Rights Reserved.